「東京大学新型コロナウイルス感染拡大防止強化指針」への対応について

総合文化研究科・教養学部の皆さま

新型コロナウイルス対策タスクフォース座長の福田理事から、添付のとおり東京大学新型コロナウイルス感染拡大防止強化指針の通知がありました。

今後、駒場Ｉキャンパスにおいても、同指針の趣旨に従い、感染拡大防止の措置を順次講じていく予定です。

ただし、現在の入構の取扱いについては、これまで皆さまのご協力により、駒場Ｉキャンパスでの入構サイトによる運用が、ある程度定着している現状から、福田理事にご相談させていただき、入構サイトの入力情報の追加及び取得したデータの保健管理センターへの提供を条件として、引き続き入構サイトでの運用を行うことについて認めていただきました。入構サイトの入力情報の変更については、追ってお知らせさせていただく予定です。

なお、今後同指針を踏まえ、感染拡大防止強化の駒場Ｉキャンパスにおける取扱いの詳細についても、あらためてお知らせさせていただきますので、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

東大駒場Ｉキャンパス入構/施設利用申請サイト https://select-type.com/rsv/?id=kDRuRchp5I4

２０２０年７月２７日

総合文化研究科長・教養学部長

太 田 邦 史

2020 年 7 月 20 日

東京大学新型コロナウイルス感染防止対策強化指針

新型コロナウイルス対策タスクフォース

東京大学では、7 月 13 日に活動制限レベルを 0.5 に緩和し、新型コロナウイルスとの共存期（ウィズコロナ）において、大学活動の正常化に向けてその歩みを始めた。一方で、最近の東京都および全国での新型コロナウイルス感染者の急激な増加は、大学活動を進める上での大きな懸念材料である。したがって、ウィズコロナにあっても、教職員・学生が安心して研究・教育活動を行うことのできる安全なキャンパスを構築するためには、本学の知恵を結集し、厳格な感染防止対策を実行することが不可欠である。基本的な感染症対策については、既に「研究室活動制限緩和チェックリスト」等で示しているが、上記状況を踏まえ、感染拡大対策をさらに強化するため、以下のとおり指針を定める。特に、新型コロナウイルス感染症は無症状や軽症の感染者が多数いるとみられることから、キャンパス内に感染者を立ち入らせないという発想だけの対策には限界がある。そこで、感染者が立ち入っていたとしてもその影響が最小限となるよう、日頃からの感染対策と感染者等の把握、さらには感染者発生時の速やかな対応などについても、指針に含めた。

Ⅰ　新たな入構手続

新型コロナウイルスには発症する前の人からも感染することが分かっている。また、無症状の感染者も体調をモニターすると、その症状をとらえることができるという報告がある。そこで、キャンパスに入構する者は、学内者も学外者もきちんと健康管理を行った上で入構することを徹底するため、新たな入構手続きを以下のとおり定める（別添 1 「レベル 0.5 での入構フロー図」参照）。各部局は全構成員に周知する。

１．構成員のキャンパスへの入構手続き（健康管理報告サイトの利用）

① 構成員は、各自で検温し、検温結果、及び息苦しさ・咳・だるさなどの風邪の症状や最近の味覚・嗅覚の異常の有無を、「東京大学新型コロナウイルス健康管理報告サイト」（7 月 27 日から本格運用。URL は別途連絡）の報告用フォームに入力する。

※ 体調管理のため毎日入力することが望ましいが、入構管理上、少なくとも登校日・出勤日には入力する。

※　各部局で既に実施している方法がある場合も、入構管理上、上記健康管理報告サイトを利用する。

②　登校･出勤当日の健康管理報告サイトの報告用フォーム入力結果から健康上問題がないと判断されれば、本人が設定したメールアドレスに当日の入構に問題がない旨の連絡がある。構成員は、入構の際に主要門又は各施設入口等において当該メールを提示する。やむを得ない事情がある場合には、入構時にその場で入力等の手続を行う。自宅待機とされた場合には入構できない。

※　7月27日～8月16日までは周知・試行期間とし、学生証・職員証の提示でも入構を認める。
8月17日以降は学生証等のみでは入構できないこととする。

※　37.5以上の発熱、複数の諸症状が確認された場合、自宅待機を促す返信メールを送信する。

※　マスクの着用確認と消毒等を徹底する。

③　自宅待機とされた構成員は、すみやかに部局窓口に連絡する。各部局は、自宅待機とされた構成員に対して、登校・出勤しないよう指示する。

※　職員については、症状が軽い場合は、本人の申請に基づき、在宅勤務を命じることができる。本人の申請がない場合には、「新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱いについて」（令和2年3月30日一部改正、環境安全部長及び人事部長通知）記の2に規定する特別休暇として取扱うことができる。

2．学外者のキャンパスへの入構手続き

①　各部局で来訪者の入構を許可する場合には、当該部局において、東京大学ホームページからダウンロードできる「入構届」を各自記入の上、入構の際に、主要門又は各施設入口等で提示するよう依頼する。

※　学外者にも入構の際には、マスク着用と消毒等を依頼。

②　定期的・日常的に入構する事業者その他関係者に対しては、各部局で「入構許可証」を発行し、学内構成員との接触の有無にかかわらず、事業者等の責任において本学の健康管理報告に準じた健康管理を入構者に対して実施することを求め、入構の際に、主要門又は各施設入口等で健康管理記録と入構許可証を提示するよう依頼する。

③　定期的・日常的に入構する事業者その他関係者が健康管理実施後、車で入構する場合には、「入構許可証有・健康管理確認済」とダッシュボードに掲出するよう入構を許可する部局から依頼する。

④　記入した「入構届」又は健康管理記録は各自又は各事業者が入構後1か月間保管し、万一入構者の新型コロナウイルス感染が判明した場合には、本学への情報提供に協力するよう依頼する。

⑤　学外者の入構については以上を原則とし、各キャンパスの状況に応じた入構手続を定められることとする。

Ⅱ　各部局における対応

（構成員に周知すべきこと）

1．感染防止のための自律的な行動の促進

各自が正しい知識を持ち、責任を持って行動し、感染しない・拡散させないという意識で自律的に行動できるように、各部局において以下の取組を実施する。

①　全構成員に対し、e-ラーニング教材「2020 年東京大学学生・教職員対象 e レクチャー 新型コロナウイルス感染症の現状と対策」と「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた東京大学の取組」（いずれも URL は別途連絡）を８月３１日（月）までに必ず学習するよう指示する。

特段の理由なく e-ラーニングを完了しない者については、９月以降の入構を制限することを検討する。

②　全構成員に対し、「東京大学の学生・教職員のみなさんへ―新型コロナウイルス感染拡大防止のために」（2020 年７月 20 日新型コロナウイルス対策タスクフォース）（別添２）を周知する。

③　感染者（学外者を含む）との接触情報を得るために、対応できるスマートフォン、タブレット等の保持者に対し、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールを依頼する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

④　全構成員に対し、保健センターのホームページ（http://www.hc.u-tokyo.ac.jp/covid-19/）を定期的に確認し、新型コロナウイルスについての最新の情報を得るよう促す。

⑤　学生に対し、体調の不安や新型コロナウイルスに関係した悩みに関する相談体制が強化されていることを周知する。

※東京大学保健センター　http://www.hc.u-tokyo.ac.jp/

東京大学相談支援研究開発センター　https://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/top-info/4126/

⑥　全構成員に対し、入構に際しては咳エチケット等の対策としてマスク等を必ず着用するよう指示する。

2．キャンパス内の行動履歴の記録

①　構成員は、登校日・出勤日には、ウェブ上のカレンダー機能や予定表、手帳、既に各部局・

研究室で行っている方法等により、各自キャンパス内での立寄り先（教室、実験室、会議室、居室等）や接触した人（概ね１メートル以内で 15 分以上の近接した状態の可能性があった人）などの行動履歴を記録する。

② 部局において、構成員に対して、少なくとも過去２週間分の行動履歴のデータを保管し、万一のときには提出できるよう指示する。

（管理運営上取り組むべきこと）

３．感染対策を考慮した教室、会議室等の換気と収容可能人数の表示等

各部局において以下の取組を実施する。

① 管理している建物内の教室、会議室等の換気状況を調査する。必要に応じて換気のための設備の増強等を行う。

② 各部屋について、前後並びに隣の人との距離を確保し最大限換気した状態での収容可能人数を入口など見やすい場所に表示する。

③ 教室、会議室、図書館など人の集まる場所には、３密（密閉、密接、密集）を避けるための導線、座り方などを明示する。

４．その他の対応

① 各部局で全学対応よりも厳格な対応を行うことは可能であり、各部局の特性・実状等を踏まえて各部局で適宜検討の上、対応する。

② 実験・実習・フィールドワーク等の開始にあたっては、各部局において感染防止対策の徹底を行う。

（参考）一般社団法人 感染防止教育センターによる e-learning 講座 https://www.ceip.or.jp/course/

③ 各部局は、感染による重症化リスクが高い学生・教職員について、できる限り登校・出勤の機会を削減できるよう支援する。

④ 各部局は、食堂など学内で飲食が可能な場所の事業者に対し、「３密」を避けるため、座席の指定や入場制限等の対策を講じることを要請する。

Ⅲ 本部における対応

１．保健センターにおける相談、PCR 検査体制の強化

新型コロナウイルス感染症への迅速な対応のため、以下のとおり保健センターの体制を大幅に強化する。

① 電話やオンラインでの相談体制

② 健康管理報告のモニタリング体制

※ 健康管理報告サイトに入力された情報は、保健センターに直接送信され、各種法令等に則り、保健センターが厳格に管理する。健康管理報告データは、保健センターの医師・保健師が（個人単位ではなく）全学としての感染リスクの分析と危機管理のために利用する。

※ 保健センターにおける個人情報の取扱いについては、「保健・健康推進本部の個人情報取扱いに関するお知らせ」（平成 30 年 5 月 29 日）*による。

*URL: www.hc.u-tokyo.ac.jp/about-us/privacy-and-compliance/

③ 新型コロナウイルス感染症の疑いのある構成員が、保健センターの医師が必要と認めた場合にＰＣＲ検査を受けられる体制

④ 現時点では新型コロナウイルス感染症の疑いはないが、研究・教育上ＰＣＲ検査が必要と判断される構成員が順次検査を受けられる体制

※ 当面は保健センターで PCR 検査を受けた場合は有償だが、教育上必要な PCR 検査については今後無償化について検討。

※ ④の対象者については別途通知。

2．モニタリングの実施と部局への注意喚起

東京大学活動制限レベルが 0.5 になったことに伴い、人と人との接触が増え、誰かが感染していた場合に感染が拡大するリスクが高まることが懸念される。このため、全学として以下の取組を実施する。

① 新型コロナウイルス対策タスクフォースでは、以下の情報をモニタリングする。モニタリング方法は適宜追加する。

a) 学内の感染者・濃厚接触者の発生状況

b) 保健センターにおける PCR 検査の状況

c) キャンパス内人口密度モニタリング

d) 保健センターによる健康管理報告のモニタリング

② モニタリング結果については、個人情報を含まない形に加工した上で、定期的に学内に共有する。

③ 新型コロナウイルス対策タスクフォースにおいて、モニタリング結果を総合的に判断し、感染リスクが高まっていると判断した部局には注意喚起を行う。

Ⅳ　罹患者・濃厚接触者等が発生した場合の対応

（別添３「感染者発生時等の各部局の対応フロー」参照）

１．体調不良者等からの連絡体制の構築

①　各部局は、新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いのある体調不良者からの連絡を受け付ける窓口（学生用と教職員用）を定める。また、構成員に対して、本人または同居人（家族など）に感染の疑いがある場合、速やかに当該窓口に連絡するよう周知する。

②　各部局は、構成員から連絡窓口に連絡があった場合、当該構成員に対して、検査、治療も含め受診の要否などについて保健センター（夜間、休日など保健センターで対応できない場合は、下記相談先として示した各自治体の相談窓口や最寄りの医療機関等）に電話で相談するよう案内する。

○本学保健センター

【本郷健康管理室】03-5841-2579（内線 22579）

【駒場健康管理室】学生：03-5454-6180（内線 46180）、教職員：03-5454-6166（内線 46166）

【柏健康管理室】04-7136-3040（内線 63040）

＜相談先＞

○新型コロナ受診相談窓口

東京都　https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html

【平日（日中）】各保健所、【土日祝・夜間】03-5320-4592

千葉県　https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/corona-soudancenter.html

【平日（日中）】各健康福祉センター(保健所)、【土日祝・夜間】0570-200-613

埼玉県　https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/consulting_service.html

【24 時間(土日・祝日も実施)】県民サポートセンター 0570-783-770

神奈川県　https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/support.html

【無休(24 時間)】帰国者・接触者相談センター受付窓口 045-285-1015

※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市・寒川町は各市町 HP 参照

外国人旅行者向けコールセンター　https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000311.html

【365 日、24 時間、多言語】日本政府観光局(JNTO)「Japan Visitor Hotline」050-3816-2787

○最寄りの医療機関、かかりつけ医など

③　構成員が、相談先からの指示等により医療機関を受診した場合、または帰国者・接触者電話相談センター等に相談した場合、各部局は、当該構成員から診断結果、指示内容等の情報を収集

する。

④　構成員が、保健センターまたは医療機関等により PCR 検査が必要と判断された場合、各部局は検査結果の判明日を確認し、当該構成員と所属担当者又は上長等とで、連絡可能な体制を確認しておく。構成員からの連絡内容は、速やかに本部環境安全衛生部に報告する。（PCR 検査結果の連絡があった場合も同様。）

２．構成員から新型コロナウイルス感染症に罹患したと連絡を受けた場合

PCR 検査、抗原検査で陽性となった場合、診断が確定する。感染者のうち軽症者は（自治体によって対応が異なるが）ホテル等の施設への収容、または自宅待機となり、症状が重い者は入院となる。学校保健安全法では主治医が治癒したと認めるまで出席停止となる。

感染者の所属部局においては、以下の対応を行う。

ア）感染者対応に必要な情報の把握

①　罹患した本学構成員から連絡があった場合は、保健所から本人への指示内容、保健所の担当者の氏名・連絡先等を確認する。

②　居住地等の保健所から本学構成員罹患の連絡があった場合は、その指示に従い対応する。また、保健所の担当者の氏名・連絡先等を確認する。

③　当該感染者に対し、発症の時期・症状，感染の原因と思われる出来事等，陽性確定に係る検体採取日以前の過去２週間のキャンパス内での行動履歴（立寄り先や接触した人など）の報告を求める。

④　当該感染者の濃厚接触者となる可能性がある者の、所属・氏名・連絡先の一覧、マスク着用の有無、会話等の位置関係等の情報（座席表など）を収集する。

求めがあれば保健所と共有する。

⑤　感染者等に対して情報を聞き取る場合は､｢部局所属の新型コロナウイルス感染症確定例、濃厚接触者、疑似症構成員への対応について｣（令和 2 年 3 月 24 日）を参考に行う。その内容は、速やかに本部環境安全衛生部に報告する。

⑥　当該感染者が通常生活に戻るまで、適宜状況を確認し本部環境安全衛生部に報告する。

イ）建物等の一時立入禁止及び消毒

①　リスク管理の観点から、感染者の居室や長時間にわたり立ち入って会話等をしていた建物・部屋等を一時立入禁止とする。

②　消毒の要否、実施の範囲・方法については、保健所の指示があればそれに従う。

※　一時立入禁止・消毒範囲は、感染者のマスク着用状況、使用頻度、使用後の時間経過などにより絞り込まれる。

③　保健所の指示がない場合でも、リスク管理の観点から消毒作業を実施するか検討する。必要に応じて保健所に相談する。

④　消毒作業を実施する場合は、主にアルコールによる拭き取り作業を実施する。二次感染防止の観点から、建物管理者の責任において、業者委託により実施することも検討する。

（参考）学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～：文部科学省　https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

＞　2）感染者が発生した場合の消毒について

＞　･･･必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、･･･【P23】

⑤　建物等の一時立ち入り禁止及び消毒を行った際には、速やかに本部環境安全衛生部に報告する。

ウ）濃厚接触者の状況把握と対応

①　当該感染者の行動履歴から、下記濃厚接触者の定義よりも広めに接触者を特定する。濃厚接触者に該当するかどうかが判明するまでの間、自宅等での待機を指示する。

②　濃厚接触者に該当するかは、保健所に相談し指示を受ける。その結果は、速やかに本部環境安全衛生部に報告する。

＜「濃厚接触者」の定義＞

国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020 年 5 月 29 日暫定版）」

＊患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者

＊適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者

＊患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

＊その他：手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

※保健所では、上記定義に従い、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した（無症状者の場合は陽性確定に係る検体採取日）の 2 日前からの接触の状況、マスク着用状況、座席等の距離の確保等の状況から、濃厚接触者が絞り込まれる。

３．構成員から濃厚接触者等となったと連絡を受けた場合

状況に応じて、当該構成員に以下の内容を指示する。構成員からの連絡内容は、速やかに本部環境安全衛生部に報告する。

ア）本人が濃厚接触者となったと連絡を受けた場合

① 保健所の指示があるまで自宅等で待機し、保健所から指示があった場合はそれに従うこと（基本的には、感染者と最後に接触した日から１４日間）。

② 自宅待機期間中は、毎日朝・夜に体温を測るなど健康状態に注意を払い、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合には、医療機関受診前に本人から保健センターに電話で相談すること。

夜間、休日等のため上記Ⅵ１．の各自治体の相談窓口や最寄の医療機関等へ先に連絡した場合には、その結果について部局の連絡窓口に報告すること。

③ リスク管理の観点から、濃厚接触者となる原因となった最終接触日以降のキャンパス内での行動履歴（立寄り先や接触した人など）を所属部局の連絡窓口に提出すること。

イ）同居する家族が濃厚接触者となったと連絡を受けた場合

① 自身の健康状態の管理を継続し、登校、出勤を避けられる場合には自宅で過ごすこと。

② 濃厚接触者である家族に体調不良が現れた場合、自宅等で待機するとともに、自身の対応についても保健所に相談すること。

③ 保健所から自身が濃厚接触者と判断された場合には、速やかに報告すること。この場合、各部局はア）の対応を取ること。

④ 自身が濃厚接触者とならなかった場合には、引き続き健康状態の管理を続け、問題がなければ通常どおりの生活を送ってよいこと。

ウ）厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA)で通知があったと連絡を受けた場合

① アプリの画面の指示に従って、アプリ上、あるいは電話にて相談し、その案内に従うこと。また、その結果について部局に適宜報告すること。

（参考）

＊「症状あり」の場合及び「症状なし」でも「身近な者に感染者等がいる」場合は、帰国者・接触者外来等（都道府県毎で異なる）の速やかな予約と受診が案内され、その後、検査結果が陽性なら患者として、陰性でも身近な者に感染者等がいれば「濃厚接触者」として対応される。

＊「症状なし」かつ「身近な者に感染者等がいない」場合は、14 日間は体調の変化に気を付けるよう指示される。

【 UTokyoアカウントのある東京大学構成員用】

別添１

レベル0.5での入構フロー図

2020.7.27～ 周知・試行
2020.8.17～ 完全実施

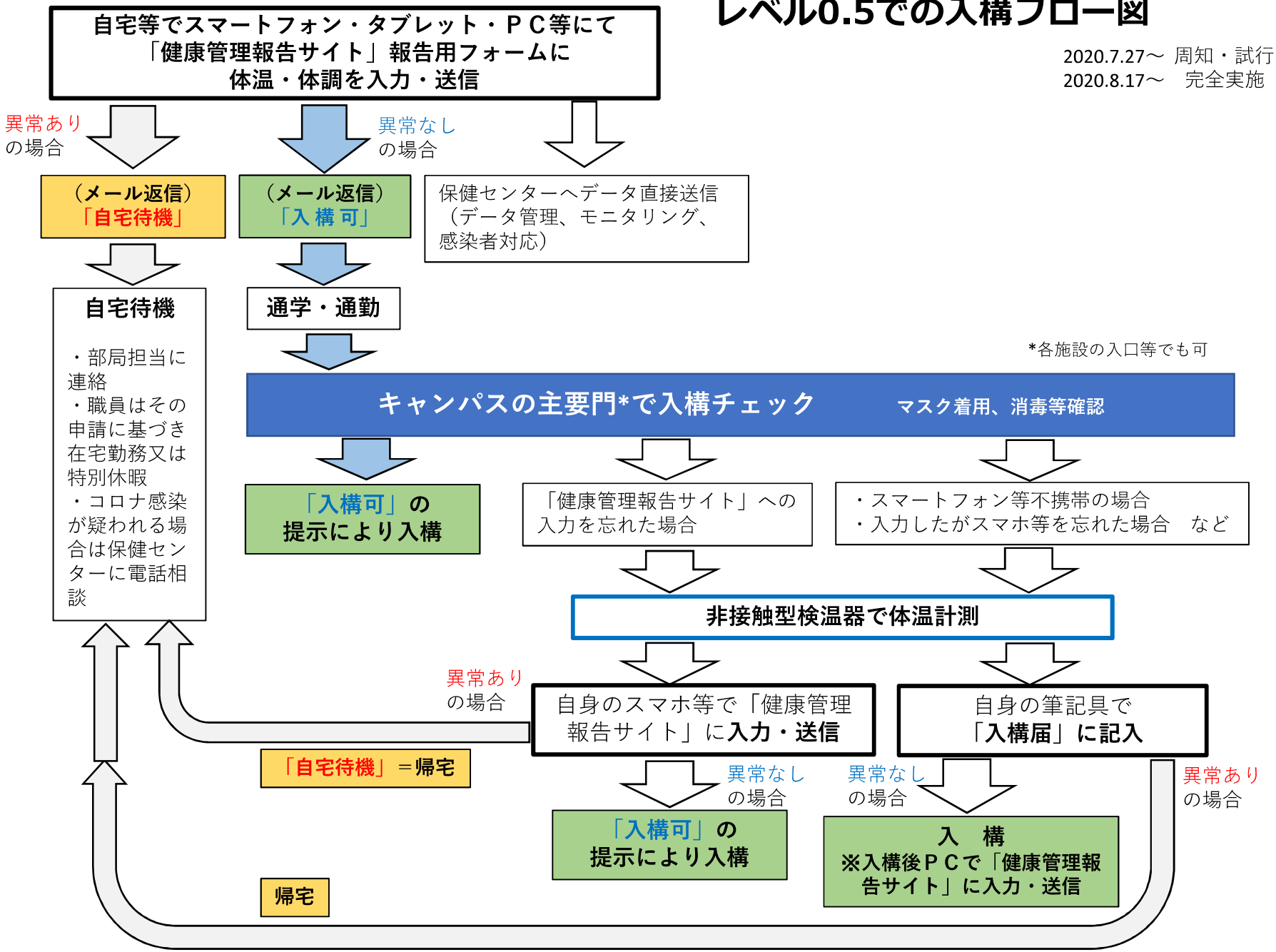

【UTokyoアカウントのない東京大学構成員、事業者、来訪者用】

レベル0.5での入構フロー図

2020.7.27～ 周知・試行
2020.8.17～ 完全実施

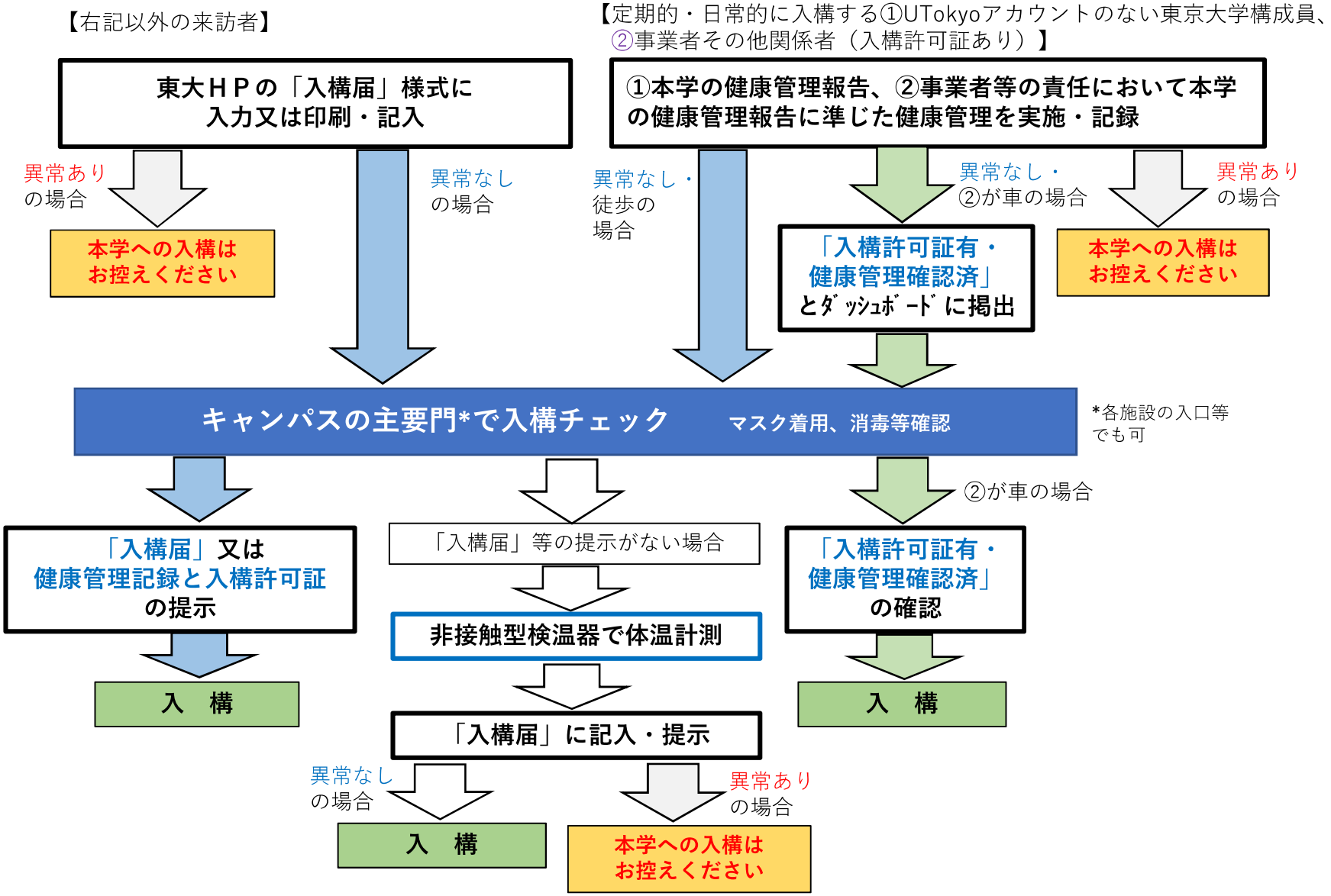

東京大学
THE UNIVERSITY OF TOKYO

（別添2）

2020年7月20日　東京大学新型コロナウイルス対策タスクフォース

東京大学の学生・教職員のみなさんへ
～新型コロナウイルス感染拡大防止のために～

新型コロナウイルスとの共存期（ウィズコロナ）にあっても、大学のキャンパスを安心して研究・教育活動を行うことのできる場所とするために、学生・教職員のみなさんは以下の指針に沿った行動をお願いします。

【重要】登校日・出勤日には必ず検温し、専用サイト↓から体温と体調を報告してください

◎東京大学新型コロナウイルス健康管理報告サイト
https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/general/healthcheck.html

- **キャンパスへの入構には、主要門または各施設入口等において、専用サイトへの報告後に送信される「入構可」メールの提示が必要です。**
- 報告内容に健康上の問題がある場合、「自宅待機」とされ入構できません。所属部局の連絡窓口に連絡してください。

感染拡大防止のため、**厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）**の利用をお願いします。（対応するスマートフォン、タブレット端末等をお持ちでない方は除く。）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

1. 日常生活での注意事項

（1）体調管理と衛生管理

- **手洗い・うがい・手指消毒**。
- **咳エチケット***を守る。
  *咳エチケット：咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。

- キャンパス内では必ず**マスク着用**。（キャンパス外でも可能な限り着用。）
- きれいではない手・指で目・口・鼻を触らない。
- 他者と共同で使用するものの消毒。

（2）キャンパス内での生活

- 登校日、出勤日には、各自で**キャンパス内での行動履歴を記録**。過去2週間分を各自で保管。
  例：立寄り先（教室、実験室、会議室、居室等）、接触者（概ね1m以内で15分以上の近接した状態の可能性があった人）

- 教室等は、窓や扉を開けて十分**換気**。
- 教室等では前後・隣の人と間隔を空けて着席するなど、密集を避ける。
- 食堂では、対面を避けて着席。食事中は会話を控える。
- 食堂、図書館、休憩スペース等の共有空間利用時は、手洗いや手指消毒をこまめに行う。

（3）外出時・休日の過ごし方

- 不要な外出はしない。
- やむを得ず外出する場合は、**「3密**」を避ける**。
  **3密：換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話する発声する密接場所
- 宴会、コンパ、多くの人が集まるイベント等への参加は控える。
- 土日祝日、長期休暇中も体調管理に努める。
- 帰省や旅行など不要不急の移動は控える。

2. 体調が悪いとき

- 倦怠感・咳・のどの痛みなどの風邪の症状や味覚・嗅覚の異常がある場合
  ⇒まず所属部局の連絡窓口に報告してください。
- 検査、治療を含めた受診の要否などについては、保健センターで相談を受け付けます。

○東京大学保健センター
【本郷健康管理室】03-5841-2579（内線22579）
【駒場健康管理室】学生：03-5454-6180（内線46180）、教職員：03-5454-6166（内線46166）
【柏健康管理室】04-7136-3040（内線63040）

- 夜間、休日など保健センターで対応できない場合は、以下の相談窓口に電話で相談してください。

○新型コロナ受診相談窓口
東京都　https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html
　【平日（日中）】各保健所、【土日祝・夜間】03-5320-4592
千葉県　https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/corona-soudancenter.html
　【平日（日中）】各健康福祉センター(保健所)、【土日祝・夜間】0570-200-613
埼玉県　https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/consulting_service.html
　【24時間(土日・祝日も実施)】県民サポートセンター 0570-783-770
神奈川県　https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/support.html
　【無休(24時間)】帰国者・接触者相談センター受付窓口 045-285-1015
　※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市・寒川町は各市町HP参照
外国人旅行者向けコールセンター　https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000311.html
　【365日、24時間、多言語】日本政府観光局(JNTO)「Japan Visitor Hotline」050-3816-2787
○最寄りの医療機関、かかりつけ医など

- 相談先からの指示で医療機関を受診した場合は、受診結果等を所属部局の連絡窓口に報告してください。

3. 新型コロナウイルス感染症に罹患したとき

速やかに所属部局の連絡窓口に報告してください。

＜報告時に所属部局から確認される主な事項＞
- 発症の時期・症状
- 感染の原因・出来事等
- 保健所・相談窓口、医療機関から本人への指示（自分自身や周囲の人に対する）
- 陽性確定に係る検体採取日以前の過去2週間のキャンパス内での行動履歴（立寄り先、接触した人など）
- 担当の保健所・相談窓口、医療機関（名称、担当者の氏名・連絡先）

4. 自分や家族が濃厚接触者になったとき

（1）自分が濃厚接触者になったとき

- 保健所の指示があるまで自宅等で待機し、保健所から指示があった場合はそれに従ってください。
- 速やかに所属部局の連絡窓口に報告してください。
- 基本的には、感染者と接触した日から14日間の自宅等待機となります。その間、毎日朝・夜に体温を測るなど健康状態に注意を払い、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合には、医療機関受診前に保健センターに電話で相談してください。夜間・休日等で学外の相談窓口（2に記載）に先に連絡した場合は、その結果を所属部局の連絡窓口に報告してください。

（2）同居する家族が濃厚接触者になったとき

- 速やかに所属部局の連絡窓口に報告してください。
- 自身の健康状態の管理を継続してください。登校、出勤を避けられる場合には自宅で過ごしてください。
- 濃厚接触者である家族に体調不良が現れた場合、自宅等で待機するとともに、自身の対応についても保健所に相談してください。
- 保健所から自身が濃厚接触者と判断された場合には、（1）に従って対応してください。
- 濃厚接触者とならなかった場合には、引き続き健康状態の管理を続け、問題がなければ通常どおりの生活を送ってください。

（3）厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）で通知があったとき

- アプリの画面の指示に従って、アプリ上、または電話にて相談して、その案内に従ってください。
- 速やかに所属部局の連絡窓口に報告してください。

- 「症状あり」or「症状なし」で「身近な者に感染者等がいる」場合
  ⇒帰国者・接触者外来等（都道府県毎で異なる）の速やかな予約と受診が案内されます。
  ⇒検査結果が陽性なら「患者」、陰性でも身近な者に感染者等がいれば「濃厚接触者」として対応されます。
- 「症状なし」かつ「身近な者に感染者等がいない」場合⇒14日間は体調の変化に気を付けるよう指示されます。